

## 令和 4 年第 4 回定例会

# 保健福祉医療委員会資料

### 〔諸般の報告事項〕

- |   |                                  |   |
|---|----------------------------------|---|
| 1 | ケアラー・ヤングケアラー実態調査の結果について . . . .  | 2 |
| 2 | 生活福祉資金特例貸付に係る過剰送金等について . . . .   | 6 |
| 3 | いばらき出会いサポートセンターの利用促進について . . . . | 8 |

令和 4 年 11 月 10 日

福 祉 部

## 1 ケアラー・ヤングケアラー実態調査の結果について

1 根拠	茨城県ケアラー・ヤングケアラーを支援し、共に生きやすい社会を実現するための条例第14条第1項の規定に基づき調査したもの
2 報告の対象	ケアラー・ヤングケアラー実態調査の結果（概要）
3 報告内容	<p>ケアラー・ヤングケアラー実態調査の結果について、報告書にまとめたものの概要</p> <p>(1) 調査目的 ケアラー・ヤングケアラーと支援機関双方の課題やニーズについて把握し、必要な支援策を検討するため</p> <p>(2) 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① ヤングケアラー実態調査 令和4年4月～7月</li><li>② ケアラー実態調査 令和4年5月～7月</li><li>③ 上記①及び②に関する分析・評価</li></ul> <p>(3) 調査対象</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① ヤングケアラー実態調査<ul style="list-style-type: none"><li>・児童・生徒（小学6年生、中学生、高校生）</li><li>・学校（小学校、中学校、中等教育学校、高等学校）</li><li>・市町村要保護児童対策地域協議会</li></ul></li><li>② ケアラー実態調査<ul style="list-style-type: none"><li>・ケアラー当事者</li><li>・ケアラー当事者団体</li><li>・支援機関（地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、民生委員児童委員協議会）</li></ul></li></ul> <p>(4) ヤングケアラー実態調査の結果概要（別添参照）</p> <p>(5) ケアラー実態調査の結果概要（別添参照）</p>
4 参考事項	ケアラー・ヤングケアラー実態調査に係る結果報告書を令和4年11月末頃に公表予定

# 茨城県ケアラー・ヤングケアラー実態調査の結果概要

1.調査目的 ケアラー・ヤングケアラーと支援機関双方の課題やニーズを把握し、必要な支援策を検討するために本調査を実施。

2.実施時期 ① ヤングケアラー実態調査：令和4年4月～7月 ② ケアラー実態調査：令和4年5月～7月

3.調査対象 以下のとおり

## ① ヤングケアラー実態調査

### (1) 児童・生徒

対 象	対象人数	有効回答数 (回収率)	調査 方法
小学生 6年生 (全体の約1割の人数を抽出)	約2,400人	1,904人(79.3%)	書面
中学生 全学年 (全数)	約77,000人	14,212人(18.5%)	WEB
高校生 全学年 (全数)	約76,000人	16,116人(21.2%)	WEB

### (2) 学校

対 象	対象校数	有効回答数 (回収率)	調査 方法
小学校 ※各市町村から1校を抽出 (義務教育学校前期課程含む)	44校	39校(88.6%)	WEB
中学校 (全校) (義務教育学校後期課程含む)	239校	166校(69.5%)	WEB
中等教育学校 (全校)	6校	4校(66.7%)	WEB
高等学校 (全校)	125校	92校(73.6%)	WEB

### (3) 要保護児童対策地域協議会

対 象	対象数	有効回答数 (回収率)	調査 方法
市町村要保護児童対策地域協議会	44か所	36か所(81.8%)	WEB

## ② ケアラー実態調査

### (4) 当事者

対 象	対象数	有効回答数 (回収率)	調査 方法
高齢者のケアラー ( (6) アの利用者)	273人	137人(50.2%)	書面
障害者のケアラー ( (6) イの利用者)	903人	327人(36.2%)	書面

### (5) ケアラー当事者団体

対 象	対象数	有効回答数 (回収率)	調査 方法
家族の会等	15か所	13か所(86.7%)	WEB

### (6) 支援機関

対 象	対象数	有効回答数 (回収率)	調査 方法
ア 地域包括支援センター	91か所	73か所 (80.2%)	WEB
イ 障害者相談支援事業所	301か所	156か所 (51.8%)	WEB
ウ 民生委員児童委員協議会	140か所	114か所 (81.4%)	WEB

## 4. ヤングケアラー実態調査の結果（概要）

### （1）児童・生徒へのアンケート

①児童・生徒における「ヤングケアラー」認知度・・・ 中高生における認知度は「2割～3割」程度

②「世話をしている家族がいる」と回答した児童・生徒の割合

	小学生	中学生	全日制高校生	定時制高校生	通信制高校生
本県調査	9.6%	4.5%	3.6%	9.4%	12.3%
※国調査	6.5%	5.7%	4.1%	8.5%	11.0%

本県にも一定数のヤングケアラーが存在（国の調査と同程度の割合で）

③ケア（世話）の内容・対象・頻度等

ケアの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>家事（食事の準備、掃除、洗濯等）</li> <li>きょうだいの世話や保育所等への送迎</li> <li>外出の付き添い ・見守り</li> <li>感情面のサポート（話相手等） など</li> </ul>	ケアが必要な家族	「きょうだい」が最多
		ケアをする頻度	「ほぼ毎日」が最多
		ケアに費やす時間（平日1日あたり）	「3時間以上7時間未満」が2割前後 「7時間以上」も1割弱

④ケアの影響

「自分の時間がとれない」「睡眠が十分にとれない」  
「宿題や勉強の時間がとれない」「学校に行けない」  
「友人と遊べない」「進路を変更した」 など

⑤ヤングケアラーが求める支援

「自分の話を聞いてほしい」  
「学校の勉強や受験勉強など学習のサポート」  
「自由に使える時間がほしい」 など

⑥ケアについて相談した経験 6割～7割が「相談したことがない」と回答

### （2）学校へのアンケート

①学校における「ヤングケアラー」認知度：高い

ただし、「意識して対応している」学校は半数程度

②ヤングケアラー支援に必要なこと

- ・児童や生徒、教職員がヤングケアラーについて知ること
  - ・子どもが教職員に相談しやすい環境づくり
  - ・支援について相談できる窓口があること
  - ・スクールソーシャルワーカー等の専門職配置の充実
- など

### (3) 市町村要保護児童対策地域協議会へのアンケート

#### ①要対協における「ヤングケアラー」認知度：高い

ただし、  
「ヤングケアラーと思われる子どもの実態を把握していない」 33.3%  
「ヤングケアラーに対する取組を特にしていない」 36.1%

#### <実態を把握していない理由>

「家庭内のことで潜在化しやすく、把握が難しい」  
「当事者が認識していない」  
「学校での様子の確認や把握が難しい」  
「関係機関との情報共有が不足」

## 5. ケアラー実態調査の結果（概要）

### (1) 当事者（高齢者・障害者のケアラー）

#### ①ケアによる就労形態の変化

・ 高齢者のケアラー 16.8%  
・ 障害者のケアラー 40.0%  
（退職、転職、勤務時間の削減）

#### ②ケアラーの悩み

「心身の健康」が最多  
「自分の自由な時間が取れない」  
「経済的な問題」など

#### ③ケアラーが求めている支援

「ケアラーに役立つ情報の提供」  
「休息等の機会の確保」  
「緊急時に利用できるサービス」 など

### (2) ケアラー当事者の団体

※障害者や認知症の方の家族等の団体

#### ○ケアラーが求めている支援

「ケアラーに役立つ情報の提供」 「入居施設やグループホームなど地域の受け皿の整備・充実」  
「緊急時に利用できるサービス」 「ケアラーへの社会的理解」 など

### (3) 支援機関

※地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、民生委員児童委員協議会

#### ○支援につながりにくい家庭を支援に結び付けるために必要なこと

・ 「関係機関と連携した支援ニーズの把握」が最多

## 2 生活福祉資金特例貸付に係る過剰送金等について

### 1 特例貸付について

生活福祉資金の「緊急小口資金」と「総合支援資金」について、対象者を従来の低所得世帯から、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に拡大し貸付を行う特例措置

- 受付期間 : 令和2年3月25日 ~ 令和4年9月30日 (受付終了)
- 実施主体 : (社福) 茨城県社会福祉協議会

### 2 過剰送金等の概要

- 令和3年度当初、茨城県社会福祉協議会(以下「社協」という。)において令和2年度決算作業中に、貸付業務システム上の貸付金と会計帳簿上の貸付金の不一致を確認したため、すべての貸付案件約7万件について点検(送金データ、貸付業務システム、申請書原本の突合作業)。
- 本年5月、過剰送金等の全容がほぼ判明し、全国社会福祉協議会及び県を通じて厚生労働省に対し、事案の報告及び対応方針について相談するとともに、社協の顧問弁護士に過剰送金等への対応について相談。
- 本年9月末の申請期限まで受付し、送金完了分に過剰送金等がないことを確認、過剰送金等の件数及び額を次表のとおり確定するとともに、10月14日に発表。

	過剰送金		過少送金	
総合支援資金	96件	1,746万円	20件	391万円
緊急小口資金	4件	70万円	—	—
合計	100件	1,816万円	20件	391万円

(参考) R4.9月末時点貸付申請総数: 延べ76,237件、総額28,867,444千円(速報値)

### 3 原因

- 短期間に大量の申請が集中し、貸付業務システムの入力内容と送金データの整合性について、事務処理ごとの複数人によるチェック体制を取ることができなかった。
- このため、送金回数への誤りによる重複貸付(※)や、申請に対して不承認の決定をした方に送金の手続きをしてしまうなど、事務処理の誤りが発生した。

(※)「総合支援資金」は、原則として「最大20万円/月 × 3月」の貸付制度

### 4 再発防止対策

- 貸付業務システムによる貸付情報の管理の徹底
- 事務処理に対する複数チェック体制の徹底

## 5 対応

### (1) 社協の対応

- 過剰送金等の該当者に謝罪及び説明を行い、過剰送金分の回収を図る。
- 過少送金分について、現時点でも貸付を希望する該当者には、送金手続を行う。

### (2) 県の対応

- 過剰送金の回収状況等について随時報告を求め、国（厚生労働省）と調整しつつ、助言・指導を行っていく。

(参考) 特例貸付の貸付要件

	緊急小口資金		総合支援資金	
	通常	特例貸付	通常	特例貸付
対象者	低所得者に 限定	収入の減少があり、緊急 かつ一時的な生計維持の ために必要とする世帯	低所得者に 限定	収入の減少や失業等により 困窮し、日常生活の維持が 困難な世帯
貸付 上限額	10万円以内	学校等の休校等の特例の 場合20万円以内	月20万円以内 (3月以内)	月20万円以内 (3月以内)
据置期間	2月以内	国の定めた期間による	6月以内	国の定めた期間による
償還期限	12月以内	2年以内	10年以内	10年以内
貸付利子 保証人	無利子 不要	無利子 不要	保証人 有…無利子 無…年1.5%	無利子 不要

### 3 いばらき出会いサポートセンターの利用促進について

#### 1 入会登録料無料キャンペーン

いばらき出会いサポートセンターでは、令和3年度からAIマッチングシステムを導入しているが、相対的に女性会員が少ない状況にあることから、女性の登録促進を図るために、当該キャンペーンを実施した。

##### (1) キャンペーン概要

- ・対象期間 令和4年8月2日（火）～11月1日（火）
- ・内 容 上記期間中にセンターに入会登録する女性は、入会登録料（11,000円又は22,000円）を無料とする。

##### (2) 入会者数の推移

（単位：人）

	R4.4	R4.5	R4.6	R4.7	R4.8	R4.9	R4.10(※)
男性 (対前年比)	73 (△52)	79 (△1)	84 (+16)	128 (+68)	72 (+19)	82 (+38)	57 (△33)
女性 (対前年比)	31 (△25)	24 (△33)	40 (+6)	22 (△9)	117 (+87)	116 (+87)	182 (+135)
計 (対前年比)	104 (△77)	103 (△34)	124 (+22)	150 (+59)	189 (+106)	198 (+125)	239 (+102)

※R4.10は、11.1の入会者数を含む。対前年比は、R3.10(31日間)とR4.10.1～11.1(32日間)を比較した値

##### (3) キャンペーンの効果

- ・女性の入会者数は、10月に過去最多となる182名、キャンペーン期間の合計では、415名となった。
- ・11月1日現在の会員数は3,019人（うち女性1,152人）となり、会員に占める女性の割合は、キャンペーン開始前と比較して、6.3%（31.9% → 38.2%）上昇した。

#### 2 AIマッチングPRイベント

テレビや各種メディアへの露出によってさらなる利用促進を図るため、著名人を活用し、メディア関係者向けのPRイベントを実施した。

##### (1) イベント概要

- ・主な出演者 磯山さやか、ぺこば、クロちゃん、ゆうちゃみ
- ・開催日 令和4年11月1日（火）
- ・開催場所 都内イベント会場（スペースF S 汐留）
- ・参加メディア テレビ8媒体、WEB9媒体、新聞・専門誌8媒体（計25媒体）

##### (2) イベントの効果

11月2日放送の「スッキリ」（日本テレビ）や「めざましテレビ全部見せ」（フジテレビ）のほか、ネットニュースなど多数の媒体で取り上げられた。



令和 4 年第 4 回定例会  
保健福祉医療委員会資料

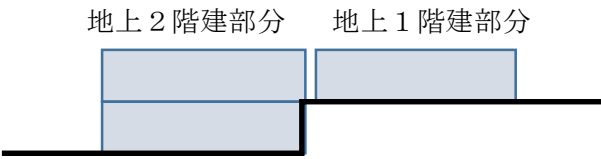
〔議案関係等〕

- 第 120 号議案 令和 4 年度茨城県一般会計補正予算（第 5 号）・・・・・・・・・・ 2
- 報告第 6 号 地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分について・・・ 4

令和 4 年 11 月 10 日  
福 祉 部

提出議案の概要

福祉部 障害福祉課

<p><b>議案の名称</b></p>	<p>債務負担行為の設定について (茨城県立あすなろの郷セーフティネット棟建設工事)</p>												
<p><b>1 予算額</b></p>	<p>債務負担行為限度額 (令和 5 年度～令和 6 年度 : 2 年間総額) 10,950,788 千円</p>												
<p><b>2 現況・課題</b></p>	<p>あすなろの郷は建設後 49 年が経過しており、利用者が居住する施設が老朽化・狭隘化していることが課題となっている。</p>												
<p><b>3 必要性・ねらい</b></p>	<p>民間施設では処遇が困難な強度行動障害のある方や医療的ケアが必要な方などの最重度の障害のある方に対し、県立施設として質の高いサービスを提供するために、新たにセーフティネット棟を整備する。</p>												
<p><b>4 内容</b></p>	<p>茨城県立あすなろの郷セーフティネット棟の建設工事については、工期が令和 5 年度から令和 6 年度までと複数年度にわたる事業となることから、債務負担行為を設定するもの。</p> <p>【セーフティネット棟概要】</p> <div data-bbox="507 1319 1414 1570" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>&lt;敷地高低差イメージ図&gt;</p>  <p style="text-align: center;">地上 2 階建部分      地上 1 階建部分</p> </div> <table border="1" data-bbox="507 1590 1414 1861" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 40%;">構造</th> <th style="width: 30%;">延べ面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地上 2 階建部分</td> <td>鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造</td> <td>約 12,500 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>地上 1 階建部分</td> <td>木造</td> <td>約 5,400 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>約 17,900 m<sup>2</sup></td> </tr> </tbody> </table>		構造	延べ面積	地上 2 階建部分	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造	約 12,500 m <sup>2</sup>	地上 1 階建部分	木造	約 5,400 m <sup>2</sup>			約 17,900 m <sup>2</sup>
	構造	延べ面積											
地上 2 階建部分	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造	約 12,500 m <sup>2</sup>											
地上 1 階建部分	木造	約 5,400 m <sup>2</sup>											
		約 17,900 m <sup>2</sup>											
<p><b>5 参考事項</b></p>	<p>【建設スケジュール】</p> <table style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">R 4 年度</td> <td>実施設計、入札事務</td> </tr> <tr> <td>R 5 年度</td> <td>着工</td> </tr> <tr> <td>R 5～6 年度</td> <td>建設工事</td> </tr> <tr> <td>R 7 年度</td> <td>供用開始</td> </tr> </table>	R 4 年度	実施設計、入札事務	R 5 年度	着工	R 5～6 年度	建設工事	R 7 年度	供用開始				
R 4 年度	実施設計、入札事務												
R 5 年度	着工												
R 5～6 年度	建設工事												
R 7 年度	供用開始												

【茨城県立あすなろの郷セーフティネット棟イメージ】



## 報告第6号

### 別記2

#### 和解について

自家用自動車による公務出張承認に係る軽乗用自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

#### 記

##### 1 和解の相手方

(1) 千葉県千葉市稲毛区六方町88番地の2

前田運輸倉庫株式会社

代表取締役 前田 貴昭

(2) 個人

(3) 個人

##### 2 和解の内容

(1) 令和3年11月25日（木）午前9時15分頃、神栖市息栖3945番地2地先市道上で発生した事故

(2) 事故の概要

福祉指導課所属の職員が、軽乗用自動車を運転して出張途中、上記市道において、相手方（前田運輸倉庫株式会社）の小型貨物自動車に衝突し、その衝撃で職員の車両が相手方

(3)所有の工作物に衝突し、損害を与えた。

(3) 茨城県が支払う損害賠償額 847,965円

（注）上記賠償額は、損害保険ジャパン株式会社から支払われるものである。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和4年10月5日

茨城県知事 大井川 和彦